

京都府公報

号外 第24号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ペー ジ
○京都府保健所長に権限を委任する規則及び京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (薬務課)	1

告 示	
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (生活衛生課)	1

規 則

京都府保健所長に権限を委任する規則及び京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第24号

京都府保健所長に権限を委任する規則及び京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(京都府保健所長に権限を委任する規則の一部改正)

第1条 京都府保健所長に権限を委任する規則(昭和55年京都府規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表の5の表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の項の(5)中「に規定する」を「及び第36条の11第1項第1号に規定する」に改め、同項の(7)中「第15項」を「第13項」に改め、同項の(8)中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)の項の23及び24を削る。

(京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の133の項及び133の2の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「同条第15項後段」を「同条第13項後段」に、「同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第15項の」を「同条第13項の」に改め、同表の134の項及び134の2の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「同条第15項」を「同条第13項」に改め、同表の135の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」

に改め、同表の135の2の項の(1)のア中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

告 示

京都府告示第245号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和8年4月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 主催者の名称及び所在地
名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
名 称 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
所在地 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館1階

3 デジタル技術を活用した研修及び講習の窓口となる団体の名称及び所在地

名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

4 第1型研修（クリーニング師が出席し、又はデジタル技術を活用して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の開催年月日並びに会場及び予定人員又は受講方法及び受講場所

(1) 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するもの）

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
令和8年 11月15日 (日)	京都テルサ (京都市南区東九条下殿田町70)	30人

(2) 第1型研修（クリーニング師がデジタル技術を活用して受講するもの）

開 催 年 月 日	受講方法	受講場所
令和8年5月1日(金) ～令和9年3月31日(水)	オンデマンド 方式	自宅等における オンデマンド受講

(3) 第1型講習

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
令和8年 10月15日 (木)	京都テルサ (京都市南区東九条下殿田町70)	40人

5 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（クリーニング業務に従事する者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）の受付開始日、受付締切日及びレポートの提出締切日並びに受講対象者

(1) 第2型研修

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	令和8年9月 25日(金)	第1型研修の受講が 困難な者	60人
受付締切日	令和8年10月 29日(木)		
レポートの 提出締切日	令和8年11月 24日(火)		

(2) 第2型講習

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	令和8年8月 24日(月)	第1型講習の受講が 困難な者	60人
受付締切日	令和8年9月 25日(金)		
レポートの 提出締切日	令和8年10月 23日(金)		

6 第1型研修及び第1型講習の科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	時間 1
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1
洗濯物の処理	1
繊維及び繊維製品	1
クリーニング所における特別管理産業廃棄物（第1型研修（クリーニング師がデジタル技術を活用して受講するものに限る。）のうち、特別管理産業廃棄物管理責任者研修である部分）	2

7 第2型研修及び第2型講習の科目及びレポートの課題

科目及びレポートの課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

8 受講料

- (1) 第1型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者研修を含まないもの）及び第2型研修 5,000円
- (2) 第1型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者研修を含むもの） 8,000円
- (3) 第1型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者研修である部分のみ受講するもの） 3,000円
- (4) 第1型講習及び第2型講習 4,500円

9 受講についての問合せ先

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
(電話 (075) 661-6661)

10 備考

第1型研修（クリーニング師がデジタル技術を活用して受講するものに限る。）のうち、特別管理産業廃棄物管理責任者研修である部分を修了した者は、特別管理産業廃棄物が生じるクリーニング所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者となることができる。